第1回 契約・決済アーキテクチャ検討会議事録

- 1 日時 令和3年10月13日(水)13時~15時
- 2 場所 オンライン開催
- 3 出席者(五十音順、敬称略)

【委員】

岩 田 太 地 日本電気株式会社 デジタルインテグレーション本部 本部長

岡 本 浩一郎 電子インボイス推進協議会 代表幹事兼弥生株式会社 代表取締役社長

喜多羅 滋 夫 喜多羅株式会社 Chief Evangelist

小早川 周 司 明治大学 政治経済学部 教授

佐々木 清 隆 一橋大学大学院 経営管理研究科 客員教授

鈴 木 咲 子 スイフト・ジャパン株式会社 ビジネスイノベーションディレクター

中 林 紀 彦 ヤマト運輸株式会社 執行役員 デジタルデータ戦略担当

福島良典株式会社 LayerX 代表取締役 CEO

富士榮 尚 寛 一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン代表理事

森 下 哲 朗 上智大学 法学部 教授

山 上 聰 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 研究理事 グローバル金融ビジネスユニット長兼シンガポール支店長

【アドバイザ】

一般社団法人金融革新同友会 FINOVATORS

瀧 俊雄 株式会社 マネーフォワード 執行役員 CoPA 兼 Fintech 研究所長増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

【オブザーバ】

- 一般社団法人 情報サービス産業協会
- 一般社団法人 新経済連盟
- 一般社団法人 全国銀行協会
- 一般社団法人 全国銀行資金決済ネットワーク
- 一般社団法人 ソフトウェア協会
- 一般社団法人 電子情報技術産業協会
- 一般社団法人 日本 IT 団体連盟
- 一般社団法人 日本経済団体連合会

日本商工会議所

【関係省庁等】

金融庁

経済産業省

国立研究開発法人 新エネルギー産業技術総合開発機構

財務省

中小企業庁

デジタル庁

内閣府

日本銀行

【独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター (事務局)】

齊藤センター長、大久保契約・決済プロジェクトマネージャ、籾田契約・決済プロジェクトリーダ

○籾田プロジェクトリーダ 本日はご多忙のところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日、事務局および司会進行を務める情報処理推進機構、デジタルアーキテクチャ・デザインセンターの籾田です。委員の皆さまがた、アドバイザの皆さまがた、オブザーバおよび関係省庁の皆さまがた、ご多忙のところお集まりいただき誠にありがとうございます。開会にあたり、齊藤デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長よりあいさつをいたします。

○齊藤センター長 ただ今、ご紹介にあずかりましたデジタルアーキテクチャ・デザインセンター、略称 DADC のセンター長を務める齊藤です。本日は、契約、決済、IT と広範な領域にまたがる有識者の他に、ステークホルダーのかたがた、関係省庁のかたがたなど、多数の皆さまにご多忙の中ご出席いただいており、心から感謝申し上げます。われわれ独立行政法人情報処理推進機構の DADC では、昨年度 5 月に設立され、現在、透明性や公平性、中立性を確保しながら、多様なステークホルダーの参画や協業を経て、これからのデジタル時代に必要となる分野横断的な社会インフラの構築を目指しながら、社会や産業のシステム全体の見取り図であるアーキテクチャの設計に取り組んでいます。このたび、われわれ DADC は、情報処理の促進に関する法律に基づき、デジタル庁から契約・決済分野の検討の依頼を受けています。そして、その依頼に基づき、早速、リアルタイムで把握可能なデータ化された企業間の契約・決済を実現するために必要な全体像、見取り図を描く取り組みを開始しています。そのような背景の中で、今回、契約・決済アーキテクチャ検討会を組織することとして、本日、第1回の検討会を開催するに至っています。

資料の詳細については、後ほどご説明しますが、現在、契約・決済に関するデジタル化の

さまざま取り組みが進んでいることは、皆さんもご存じのとおりかと思います。そのような中で、それぞれの領域に閉じず、契約・決済を俯瞰して連携するためのアーキテクチャを作ることは、今後のデジタルエコノミーを実現する上で根幹となる重要施策であるとわれわれも認識しています。本日は、本プロジェクト事務局に対する今後の契約・決済のアーキテクチャ設計に関わる貴重なインプットの機会と考えています。ぜひご出席いただいた皆さんには、忌憚のないご意見を頂ければと考えています。よろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダ 続きまして、事務局から、本検討会の運営概要について説明します。お手元の資料1をご覧ください。本検討会は、原則として、議事、議事録ともに公開とします。ただ、機微に触れる内容が含まれる場合においては、非公開にする可能性がある旨をご留意ください。また、事前にご案内しているとおり、議事公開のために、本検討会はYouTubeにおいて、ライブストリーミング配信を行っています。出席の皆さまにおきましては、あらかじめご了解いただければ幸いです。なお、ライブストリーミング配信について、コメント欄に資料のリンクを添付しています。もしよろしければそちらのほうで資料を確認いただければ幸いです。

次に、本検討会に参加いただく委員をご紹介します。事前に配布した資料1の出席者リストに従い、私から50音順に指名をします。1分程度でごあいさつをいただければ幸いです。なお、ご発言いただく際にミュートを解除してご発言いただき、ご発言が終わりましたら、再度ミュートにしていただけるようご協力をお願いします。それでは、最初に、岩田委員、お願いいたします。

○岩田委員 NEC の岩田太地と申します。よろしくお願いいたします。NEC では、主に民間企業の DX の支援をする、新規事業を推進するというところをリードしていますが、従来は、金融分野を中心にお客様の DX 推進等に取り組んできた関係で、特に、契約、決済、それに関わる KYC 分野については、ここ 5 年間ほど取り組みを進めています。また、事前に配布いただいた資料等に関連して言うと、インドのインディア・スタックは、私自身も一部そのスタックの機能を使った事業検討をインドで行ってきました。その発展のすさまじさを肌で感じています。ぜひ、日本でもそのようなところからの学びを皆さんと連携して実装につなげていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダーありがとうございます。次に、岡本委員、お願いいたします。

○岡本委員 皆さん、こんにちは。電子インボイス推進協議会代表幹事、弥生株式会社代表 取締役社長の岡本浩一郎です。今回、私は、二つの観点から議論に貢献させていただければ と思っています。まず、電子インボイス推進協議会としては、ご承知のとおり、2023 年 10 月にインボイス制度が始まりますが、そこに向けて、紙のインボイスではなく、デジタルイ ンボイスを当たり前にしていきたいと考えています。こちらについては、大企業から中堅企業、さらに中小企業まで広く使えるものにしていきたいと考えています。同時に、弥生株式会社の代表取締役社長としては、当社のお客様は圧倒的にスモールビジネスの皆さまが大半を占めています。個人事業主の皆さまや、法人でも従業員数数名といった規模です。そのようなスモールビジネスの方がデジタルのメリットをしっかりと感じられるようにという観点でも貢献していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダありがとうございます。喜多羅委員、お願いします。

○喜多羅委員 皆さま、こんにちは。喜多羅株式会社の喜多羅滋夫と申します。前職は、本年3月までの8年の間、日清食品ホールディングス株式会社の執行役員、CIOとして、グループのグローバルでのIT 基盤全体を統括していました。その中で、システム移行やイノベーション、あるいはIT からドライブしていくDX といったところを勧奨し、けん引していました。本年4月から日清食品ホールディングスを退職し、契約で株式会社LACのCIOや幾つかの事業会社のIT 統括ということで、DX 戦略、IT 戦略のサポートをさせていただいています。私が本検討会に参加する関心としては、事業会社にとって最終的に、こちらで議論されている決済や契約等のプラットフォームを使っていき、どのように生産性を上げていくか、あるいは無駄な仕事を本当に減らし、全体をストリームラインさせるかたちで業務革新をしていけるかといった観点から、ぜひ皆さんと意見交換をさせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。次に、小早川委員、お願いいたします。

○小早川委員 明治大学政治経済学部教授の小早川周司です。どうぞよろしくお願いいたします。このたびは、このような検討会に加えていただき、誠にありがとうございます。ここまでの準備を進めてこられた籾田さんをはじめとした事務局の皆さま、関係省庁の皆さまに深く感謝申し上げます。私は普段、中央銀行デジタル通貨や、暗号資産等、そのような分野でいろいろな情報発信や、学生への講義等を行っています。それに加えて、本日のテーマに即して申し上げると、決済の改革が今進められていますが、全銀システムも大改革を進行中です。その中で今回のテーマとして挙げられている川上の契約、川下の決済の連携をどのように進めるのかというところについて、知恵を絞れればと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダーありがとうございます。次に、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 皆さん、こんにちは。現在、一橋大学大学院ビジネススクールの客員教授を

務める佐々木清隆です。私はちょうど2年前に金融庁の総合政策局長を退官するまでの間、 役人人生のほとんどは金融行政、規制、監督の仕事に携わってきました。この数年だと、ま さにDX 絡み、その中でも仮想通貨、暗号資産業者の監督をしていました。それ以前からは もちろん、銀行、証券、金融機関の検査監督、各論で言うと、例えばシステムリスクも含め たリスク管理全般、マネーロンダリング、テロ資金対策、本人確認、コンプライアンス、コ ーポレートガバナンスといった、どちらかというと、規制、リスク管理、ガバナンスといっ た観点で本検討会の議論に貢献できるかと考えています。よろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダーありがとうございます。次に、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 スイフト・ジャパン株式会社でビジネスイノベーションを担当している鈴木 咲子と申します。よろしくお願いいたします。私は、2019 年からスイフト・ジャパンで、日本の決済ネットワークおよび新しい製品である gpi を担当しています。スイフト・ジャパン入社以前は IBM、Oracle、SAP、ACI といった IT 企業で複数の業界でのプロジェクトを経験しており、この 10 年間は金融業界、特に決済インフラ関連の仕事に従事しています。スイフト・ジャパンはグローバルに各国のさまざまな決済ネットワークに関わって仕事をしていますが、他の国では、インスタントペイメントや貿易用のプラットフォームといったところで、かなりドラスティックにいろいろなプロジェクトが進んでいます。このようなものを見ながら、やはり政府が主導することでこのような改革が大きく進んでいるのだろうといったところを見てきました。今回、デジタル庁が主導で、このような契約・決済プロジェクトに取り組まれるということで個人的にも大きな期待を寄せています。われわれも海外でのさまざまな経験を基にして、ぜひこのプロジェクトの中でも貢献していきたいと考えています。引き続きよろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダーありがとうございます。次に、中林委員、お願いいたします。

○中林委員 皆さん、こんにちは。ヤマト運輸株式会社、執行役員の中林紀彦と申します。よろしくお願いします。私は、デジタルデータ戦略担当として、CDO、チーフデータオフィサーと、CTO、チーフテクノロジーオフィサーという役割を担っています。現在、われわれはグループを挙げて構造改革を進める真っただ中であり、新しいデジタルのプラットフォーム、ヤマトデジタルプラットフォームのアーキテクチャデザインと実装を進めています。その観点から、この枠組みの中の決済や契約をわれわれのデジタルプラットフォームとどのようにつなげていけばいいかというところを事業者側の視点からお話しさせてもらえればと思っています。また、データモデル等々も含めて共通化を図っていく必要もあるため、データという観点からもお話ができればと思います。データサイエンティスト協会の理事を務めているため、広く業界を見渡したかたちでの視点も入れていければと思っています。

よろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダーありがとうございます。福島委員、お願いいたします。

○福島委員 初めまして、よろしくお願いします。株式会社 LayerX の代表取締役 CEO の福島良典と申します。今回、契約・決済アーキテクチャと当社の関わりについて言うと、当社は請求書周りの業務効率化の SaaS を提供しています。決済レイヤーというよりは、企業の経理、財務、稟議のフローで関わってくる現場の方に対して、請求書の OCR サービスや、その周辺の効率化、仕分けの提案、全銀データ、FE データの自動生成、会計ソフトへのデータの流し込み等を一元し、SaaS で提供しているサービスとなります。今回、貢献できそうな点でいくと、当社のサービスにお問い合わせいただくお客様の中で、特に請求書周り、電子帳簿保存法の改正や、インボイス制度の 2023 年からの開始に伴う電子インボイスの規格化といったところは、民間の注目度も非常に高く、規格化し、どのように効率化していくのか、中央で規格化される部分と、民間のサービスで法律化する部分をどのようにつなげていくのかといったところにも大きな関心が寄せられています。実際に現場の中でどのような苦しみがあるか見ており、私自身はもともと機械学習のエンジニアで、テクノロジーのスペシャリストでもあるため、テクノロジーの観点からご意見ができればよいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダーありがとうございます。富士榮委員、お願いいたします。

○富士榮委員 皆さん、初めまして。一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパンで代表理事を務める富士榮尚寛と申します。OpenID ファウンデーション・ジャパンとは別に、OpenID ファウンデーションのグローバルでも、KYC、eKYC と ID 保証に関するワーキンググループがあり、そちらのほうでも共同議長を務めています。今回、契約・決済という話ですが、企業間取引という話を含めて、個人の ID 保証に加え、その人がどのような法人に所属しているのか、その法人そのものがどのような確実性を持っているのかといったところで、どのように効率化を図っていくのかという仕組みの話が必要になってくるかと思います。OpenID ファウンデーションの特にグローバルでは、個人の ID に加え、法人に関するKYC 分野でも標準化をまさに進めているところです。本検討会では、デジタルアイデンティティーの話、ならびに、そのような法人に関するデータ、属性をどのようにして保証していくのかというところの標準化のところについてもお話しできるのではないかと考えています。よろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダありがとうございます。次に、森下委員、お願いいたします。

○森下委員 上智大学法学部の森下哲朗です。よろしくお願いいたします。私は上智大学で金融法や国際取引法といったところを研究、あるいは教育しています。今回のテーマに関連するところでは、例えば金融庁の決済高度化官民推進会議の座長等を務めています。今回は本当に多様な分野から専門家の皆さんが集まっているため、衆知を結集し、日本の将来に向かって本当にいいものができることを期待しています。どうぞよろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダありがとうございます。最後に、山上委員、お願いいたします。

〇山上委員 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、研究理事の山上聰と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。私は、基本的に金融機関のデジタルトランスフォーメーションを支援するようなコンサルティングを主業として行っていますが、その脇で、Asian Payment Network、略称 APN というアジアの決済の標準化、また、標準的な決済のプロトコルである ISO 20022の世界的なスタンダーダイゼーション等の標準化活動にも取り組んでいます。特に最近では、BaaS といいますか、組み込み型金融が取り上げられており、金融機関のみならず、むしろ企業のほうにお邪魔をして、金融機関との連携でどのような価値をつくるのかといったお話をする機会のほうが増えてきたと感じています。今回、決済周りのところではもともと長く携わっている分野でもあり、何か貢献させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございました。また、本検討会では、アドバイザとして、一般社団法人金融革新同友会 FINOVATORS 様にご出席いただいています。FINOVATORS 様におかれましては、それぞれの検討会で取り扱う議論テーマごとに御出席者 持ち回りでご参加いただくことを考えています。第1回検討会のアドバイザとしては、瀧様、増島様にご出席いただいています。瀧様、増島様の順にごあいさつをいただけますでしょうか。

○瀧アドバイザ 株式会社マネーフォワードの瀧俊雄です。いつもお世話になっております。今回のご検討は私自身、マネーフォワード以外で言うと、電子決済等代行業という銀行機能のオープンイノベーションや、岡本さんとも一緒に取り組んでいる電子インボイスの推進、山上さんに教えを乞うている決済インフラのアップデート等、喜多羅先生も含めて、いろいろなかたがたにお世話になっています。社会のリソースがなくなっていく中で、単に紙を電子化するだけでもなく、単に手入力をなくすだけでもなく、自動化できる手続きをそもそもなくしていくことがアジェンダだと思っています。インドやインドネシア等の国々であると、国がつくってしまう部分があるのですが、日本は民民で取り組まなければいけないさまざまな制約がある中で、自生的になかなか生まれない中、このような皆さんで集まり、決まりを作っていくのは非常に大きな意義があることだと思っています。誠心誠意貢献させていただきます。よろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダありがとうございます。増島アドバイザ、お願いいたします。

○増島アドバイザ 森・濱田松本法律事務所、増島雅和です。いろいろなかたちでフィンテック、テクノロジー、データの部分、特に最近は、デジタルプラットフォームの規制を手掛けています。このたぐいのものを作るときに、作り方を失敗してしまうと、そこにパワーがたまってしまい、そのパワーがまた悪さをするということが繰り返されてきています。そのようなところも今回は発生させてはいけないといった観点もあろうかと思っています。全体をつないでいくこと、特に、国際的なところとしっかりと接続をすることが重要です。今回、インボイスのところでされたかと思いますが、それを契約と決済のかたちで上手に作っていくことにより、もしかすると、ネクスト GAFA のような人たちに席巻をされないのではないかといった観点も一つは今回の検討会にあるかと考えています。それも全てアーキテクチャをどのように作っていくかというのは極めて大事なトピックだと思っています。今回、ご参加の皆さんは、そのような分野の専門家のかたがたと思っており、大変心強く感じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。時間の都合上、読み上げのみのご紹介とさせていただければと考えておりますが、委員およびアドバイザの他、オブザーバとして、一般社団法人情報サービス産業協会、新経済連盟、全国銀行協会、全国銀行資金決済ネットワーク、ソフトウェア協会、電子情報技術産業協会、日本IT団体連盟、日本経済団体連合会、日本商工会議所にご参加いただいています。関係省庁としては、金融庁、経済産業省、国税庁、国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構、財務省、中小企業庁、デジタル庁、内閣府、日本銀行にご出席いただいています。本日、国税庁は所用のため欠席との連絡をいただいています。本検討会の庶務はわれわれ DADC において処理します。本日は何卒よろしくお願いいたします。

続いて、議事に移ります。IPA・DADC 契約・決済プロジェクトにおけるプロジェクトマネージャ兼デジタル庁国民向けサービスグループ、契約・決済班プロジェクトマネージャである大久保より事務局提出資料に基づいてご説明します。ご説明終了後、委員の皆さんによる自由討議を行う予定です。ご意見を希望される方については、事務局資料説明中でも差し支えないため、オンライン会議システムのチャット上にて、全員宛てにその旨を伝えていただければと存じます。質疑応答はチャットシステムを私が確認し、私からご指名します。その際にはご自身のお名前を仰っていただいた上でご発言をお願いいたします。

まず、大久保プロジェクトマネージャから、資料2についてご説明をします。

○大久保プロジェクトマネージャ ご紹介いただきありがとうございます。本プロジェクトのプロジェクトマネージャを務める大久保です。デジタル庁、財務省 CIO 補佐官、金融庁

参与を併任しております。このたびは、ご多忙の折、本検討会の委員をお引き受けくださり、 誠にありがとうございます。

私はこれまでプロボノで活動を行っている仲間たちと、スタートアップエコシステムの 形成や日本の金融サービスを世界の主役へと昇華させることを目標に官民連携に取り組ん できました。本プロジェクトでは、SIer やネットバンクでのアーキテクト経験、メガバン クの CTO で培ってきた異業種連携のノウハウを駆使し、デジタル産業における課題の解決 に向けて注力してまいりたいと思っています。

本日はこちらのシナリオに沿い、契約・決済プロジェクトの概要と今後の論点についてご説明をします。初期フェーズにおける課題の解決に向けたアプローチにつきましては、PESTフレームワーク、シーケンス分析、ペルソナ設定、UX グロースモデル等を記載しています。スライドは42枚、議論のポイントにフォーカスをしながら説明をします。

まず、検討の背景についてです。令和3年6月18日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画において、三つの分野が指定されました。電子インボイス、契約・決済、スマートシティーの三つとなります。さらに、契約・決済については、資料4ページの『イ』に書いてある『電子インボイスの普及に合わせたデータ標準等を実証を通じて整備するとともに、全銀EDIシステムの利活用に向けた産業界・金融界等の取組を推進する』とされています。資料4ページの右に書いてある令和3年9月6日、デジタル社会推進会議においては、『2. くらしのデジタル化の促進』の項目に、『デジタル庁主導で全体像、見取り図を描き、くらしを変えるデータ連携を実現する』とあり、こちらの項目についても契約決済が含まれています。そして、デジタル社会実現のために、官民の橋渡しを行う専門家であるDADCとも連携をして進めるということが示されました。

資料5ページが、内閣総理大臣名義の検討要請に関する依頼文です。大きく三つの項目があり、一つ目は、どの電子受発注システムや決済を使っていても連携可能な国際的な相互運用性を確保する API やデータ標準等の仕様の策定、二つ目が、事業者の本人確認、三つ目が、周辺領域との接続性や拡張性を担保するためのガバナンスのあり方が挙げられています。

今後の検討体制については、デジタルアーキテクチャ・デザインセンターの齊藤センター 長をヘッドに、民間からのアドバイザを中心としたメンバーで事務局機能を担っています。 本日の検討会はこちらに位置付けられており、検討結果についてはデジタル社会推進会議 等ヘインプットさせる流れとなっています。

まず、環境変化と現状分析についてご説明します。制度面においては、インボイス制度、改正電子帳簿保存法、約束手形の利用廃止等、経済・社会においては、GAFA を筆頭にしたデータエコノミーの出現や、カーボンニュートラル、新型コロナウイルスによる影響等が挙げられています。PSTN の廃止によるシステム更改や、全銀 EDI の稼働、第8次全銀システムに向けた検討が進んでおり、まさに次世代取引基盤アーキテクチャの検討環境が整ったと捉えています。

続いて、現状分析です。ここでは二つのペルソナを設定し、現状の課題を抽出しています。 資料 9 ページの左側に記載しているのが中小企業の経営者、右側が金融機関の新規ビジネス担当者です。それぞれ課題を持っているところを抽出すると、出勤の抑制が厳しい、IT人材がいない、経営判断が追いつかないといった課題があります。関連する企業のところでは、紙のやりとりがあり DX を進められない、インボイスの対応の企業もデジタル対応は予定していないといった現状の課題を持っていました。資金繰りに関しても、官公庁との取引に関しては、受注から入金まで 1 年弱かかるため、そこに課題があります。金融機関においても、ZEDI にも接続していたが、企業への導入、活用が限定的であり、インターネットバンキング自体の普及が進まないといったところが挙げられています。

次に、企業間取引における課題です。現在、資料 10 ページの図で示しているのが受発注から、請求、決済の流れです。例えば受発注のところであると、個社に導入された ERP 等により、個別の最適化は図られているが、相互連携に即したアーキテクチャになっていないといった実情があります。中小企業の実態調査について共有します。資料 11 ページでも、受発注、請求、決済それぞれにおいて、2015 年の調査結果と 2021 年の速報を比較していますが、全体の傾向として、赤い棒グラフで示しているように、例えば現金、小切手、窓口、ATM等の紙を使っている項目において、大きな差異が見られていないことが分かっています。次に、資料 12 ページはもう一段掘り下げたアンケートの内容です。こちらから読み取れる内容としては、仮にデータ連携を実現するツールができたとしても、それだけをもって中小企業のデジタル化が進むわけでもないことが判明しています。

資料 13 ページからは、関連する取り組み 3 点について紹介します。まず 1 点目は、デジタル庁主導で進めている電子インボイス標準です。こちらは、先ほど、岡本委員からもご紹介がありましたが、電子インボイス推進協議会、EIPA を中心に、官民連携の下で 2023 年 10 月の導入を見据えて、標準仕様の確立が目指されています。2 点目は、中小企業の生産性向上です。中小企業庁では、中堅企業、中小企業、小規模事業者の活力向上のための関係省庁の連絡会議が開催されており、ワーキンググループにおいて、電子受発注システムの導入について検討が進められています。3 点目は、金融庁が所管している資金決済システムの高度化、効率化です。資料 15 ページの図で示している一番下にありますが、まさに ZEDI の利活用の促進については、全国銀行協会の全銀ネットのワーキンググループ参加をもちまして、DADC におけるアーキテクチャの設計等と連携を図っていきたいと考えているところです。関連する取り組みと今後のスケジュールを整理すると、受発注、請求、決済、それぞれのデジタル化やデータ化を進める取り組みが今後 5 年間に集中しているといったことがご理解いただけるかと思います。

続いて、AsIs のアーキテクチャ分析について紹介します。資料 18 ページの図は、令和 3 年 6 月 18 日に公表された包括的データ戦略におけるアーキテクチャの図です。本分析に用いるレイヤー構造についても、相互接続性の観点から統一し、右のように整理しました。実際のシーケンス分析に入る前に、前提として、現在、事業者間のデータ連携方式を整理した

図が 19 ページです。われわれが考える類型にまとめられるのではないかと考えているところですが、例えば既存のシステムについては、それぞれこちらにマッピングすることができ、それぞれにメリットやデメリットが存在しています。

資料 20 ページ、AsIs フローの整理については、本プロジェクトでは代表する二つの取引について、シーケンス分析を行い、課題と論点の抽出を行いました。データ連携の列に前述のデータ連携方式がマッピングされています。例えば一番下に書いてあるデータの所ですが、事業者識別のベースレジストリや、白抜きで書いてある所が、現在整備が不十分な領域です。矢印の中でも点線で書いてある所が、現在、手作業でデータ連携をしているといったところです。階層として、第7層、第6層、上の辺りにデータ利活用のユースケースや、先ほど、富士榮委員からもお話のあった、データ利活用におけるトラストといった辺りが第5層のトラスト基盤にマッピングされるのではないかと考えます。

具体的にそれぞれの課題を抽出したものが資料 21 ページとなります。こちらの資料については、ホームページで公開をしているため、インターネットでご覧いただいている皆さんにおかれては、ご興味があればぜひ検索をして見ていただければと思います。本日、細かい説明は割愛します。

続いて、振り込み取引の例示について説明します。こちらも白抜きになっている所がポイントになると考えています。データの入力のインセンティブや、金融機関に関しては更新系 API の整備、ビジネスモデルの確立といった辺りがポイントになってくるかと考えています。こちらについても、課題を抽出すると、入り口の契約・決済から、最終的に出口のところまで全て電子化をして、初めて効果に資するものができるのではないかと考えているところです。

資料 24 ページがまとめになりますが、AsIs 課題を整理し、論点を抽出したものをカテゴライズすると、右側に書いてあるように、大きく3点あります。1点目が、相互運用性の確保です。どのシステムを使っても連携可能となる標準や機能の特定が必要です。2点目については、事業者の KYC、デジタルアイデンティティーと言い換えることもできるかと思います。必須となる追加機能やその連携の仕組みの特定が挙げられます。3点目は、接続性、拡張性を担保するガバナンスです。データ利活用を前提としたガバナンスの特定の必要があるのではないかと捉えています。

ここからは、本プロジェクトで描いている将来像、ビジョンを皆さんと共有します。まず 資料 26 ページ、KGI です。こちらは、デジタル庁から IPA の依頼にあるとおり、『データ化され、リアルタイムで把握可能な電子商取引契約及び電子決済が取引金額の大半を占める』を KGI としています。入り口から出口のデジタル化に関して、大きくポイントは三つあります。一つ目が、どのシステムを使っても連携可能な相互運用性の確保、二つ目が、事業者 KYC、三つ目はガバナンスが挙げられます。こちらに書いてあるクラウドサービスの辺りは、例えば既に弥生株式会社や株式会社マネーフォワード等のクラウド会計企業の更新系 API による連携等により、個別最適が図れているところですが、今後は、下に書いてあるような、新

規に生成されるデータの利活用により、新規のビジネス開発、例えばサプライチェーンマネジメントの最適化やカーボンフットプリントの活用による CO2 排出量削減効果の可視化、POファイナンスへの応用等が想定されています。

資料27ページが実際にペルソナを設けた将来像になります。スタートアップ企業による新規ビジネス創出も想定し、例えば中小企業経営者の利用シーンであると、B0 Tech や、バックオフィス・アズ・ア・サービスといわれるようなサービスの利活用、資金繰りの改善といった辺りも見込めるのではないかと考えています。金融機関の担当者のメリットとしては、決済領域とも合わせたワンストップサービスの利用、データ利活用による与信判断の高度化、国際標準フォーマットによる国内外のシステム間の連携といったものが挙げられるかと思います。

資料 28 ページをご覧ください。喜多羅委員が中心となりけん引をされてきたプロジェクトについて紹介をします。8月31日に経済産業省からDXレポートの2.1の追補版で出されたものですが、デジタルの産業について、ソフトウェアやインターネットによってグローバルにスケール可能で、労働量によらない特性がある、資本の大小や中央、地方の区別がない、それで価値創造に参画できるといった産業構造のイメージを示すものが、こちらの右側に整理された図となります。ここにおいても、価値の創出にデジタルのケイパビリティを活用し、それを介してどのように他者、お客様とつなげるのか、その辺りがポイントであるといった示唆をいただきました。まさに 0MO の概念や、『Society 5.0』におけるサイバー空間とフィジカルの融合が求められますが、その結果、次世代取引基盤の実現において、経営の DXとして、取引のワンストップ化、リアルタイム把握、新たな取引先の開拓、新たなビジネスの創出といった辺りが効果として考えられています。

ここまでの流れを一度まとめると、わが国におけるデジタル取引基盤の整備の重要性として、まずは、取引の媒体が紙からデジタルに移行していく際に、デジタル取引の基盤となる標準やルールを整備していく必要があります。現状のままだと、テックジャイアントといわれるような企業の取引のデファクト標準を担うことになってしまいます。契約・決済のシステムを提供するわが国の企業は、その基盤の上でサービスを提供していくことになってしまうという危機感があります。一部の企業によるデータの囲い込み等を防ぐためには、デジタル取引の基盤を整備していくことが重要です。産業政策の観点からも、やはり今後整備されるデジタル取引基盤の上で契約・決済システムを提供する企業が、わが国内で適切な競争環境の下で育成されていくといった辺りも大事でしょう。どの国においても、デジタル取引の基盤整備は途上であり、われわれが国際標準を発信できるチャンスとなる可能性があると捉えています。

資料30ページ以降は、スライドを4枚用いて、海外の動向について紹介します。まず一つ目は、企業間取引のデータ連携についてです。北欧や米国では、電子インボイスの導入が進んでおり、企業間取引のデータ連携が進展しています。北欧は、主要金融機関、特に銀行の新決済システムにおいて、電子インボイスや電子レシートを送付できるような仕組みが

見込まれており、既に計画の路線上に乗っている状況です。二つ目が、ID の整備と民間の開放です。こちらは、政府主導で取引主体のアイデンティティーを整理し、民間システムが活用できるように整備しているような事例が挙げられています。シンガポールやインドのインディア・スタック等が該当します。インディア・スタックについては、取引の国際プラットフォームの形成にも資するものであり、決済スタックについては特にマイナンバーのような国民 ID を活用しながら、政府から国民の口座へ直接送金が可能なことや、生体認証のみでスマートフォン決済を実現するといった事例が挙げられています。その他、米国のトレードシフトもクラウドベースの電子取引であり、既に発注や請求等の電子書類を受理することが可能です。海外動向の三つ目ですが、グローバルスタンダードの観点から、これらの海外の動向や調査、分析は必要なプロセスと考えています。これ以外の取り組みについても、継続して、われわれが主体となり取り組み、ステークホルダーの皆さんのメリットに資するものに関しては、積極的に共有を図ってまいります。

本プロジェクトについては、案件の確度を高め、手戻りを配慮する目的から、スモールスタートの実証実験フェーズを用いることで、リスクを低減しようと考えています。実証実験の目的は3点あります。1点目は、取引データを利活用したビジネス創出環境が技術的に整備できるか、2点目は、十分なネットワーク効果が実現されるか、3点目が、実現される付加価値やBPR等が十分な訴求力を有するかといった点です。このようなところについて、アーキテクチャの社会実装に向けた課題感に着目しながら、実証実験の実施を検討していきます。資料35ページの表は、技術面とマーケティング面に大きく分けていますが、システムの構築が先行してしまうと、導入、利活用ができないといったことがこれまでも繰り返されてきたため、われわれのプロジェクトとしては、マーケティング面にも注力をしながら、皆さんと進めてまいりたいと考えています。

資料36ページのスライドは、本日の議論のポイントでもあり、第2回の検討会に向けて具体化していきたい内容です。縦軸が前述の検討方針、横軸が実証実験の候補を示しています。例えば実証実験の候補については、B to G取引、官公需、公的機関会計システム、指定金融機関とのデータ連携が挙げられます。想定される団体としては、地方自治体等になります。システムにおいては、Jグランツ等が想定されています。メインとなるB to B取引や、地域の経済圏、デジタル感度の高い企業等は、現在、候補として考えられるのではないかと思います。ポイントとしては、実証実験テーマ案に書いてありますが、取引のトレーサビリティーの確保が重要な分野におけるところは、GHGの排出量や製品の品質保証といった辺りの観点があるため、この辺りは有識者の皆さんからアドバイスをいただきつつ進められればと考えています。ぜひお力添えをいただければ幸いです。

資料 37 ページでは、経済産業省が産業 DX のためのデジタルインフラ整備事業として整理をしている内容です。想定されている領域は右下に書いてありますが、一つ目が、ヒト・モノ・情報の流れの最適化であり、われわれのプロジェクトに連携するところです。二つ目が、ドローンや自律移動ロボット、三つ目が、システム全体の安全確保といった内容となっ

ています。

最後の章となりますが、今後のスケジュールです。資料 39 ページをご覧ください。デジタル庁、DADC でそれぞれ記載のような活動があります。デジタル庁側では、新重点計画が12 月の末頃に閣議決定される予定です。来年度以降については、これまでの流れによると、夏ごろには、各種の政府方針が閣議決定される方向性が見えています。DADC では、本日の第1回検討会で論点を提示し、第2回に向けては、引き続き海外の調査結果を示す予定です。そして、もう一段掘り下げて、個別の論点に関する方向性をご提示させていただきます。第1回から2回目、3回目へつながるところに、個別のテーマごとにスタディーグループを設けたいと考えています。

資料 40 ページをご覧ください。具体的な進め方の案として、この図ではスタディーグループを軸に整理をしており、ウェブ会議を中心に、コミュニケーションツールとして、例えば Slack で皆さんと活発に情報連携ができないかといった取り組みにもチャレンジしてみたいと検討しています。論点はそれぞれ、前述の相互運用性の確保や、事業者の KYC、継続性、拡張性を担保するガバナンス等が挙げられますが、Slack を使うことにより、データの取り扱いの性質上、資料掲載ができない公開情報のみの取り扱いになるかと思いますが、効率的に皆さんと活発な意見交換ができれば幸いです。

資料 41 ページで、10 月、11 月、12 月の流れを示していますが、スタディーグループは、 受発注、請求、決済、KYC と各グループに分けられています。それぞれテーマを掘り下げて いるところであるため、本日、もしもご指摘等があれば、ぜひ忌憚のないアドバイスをいた だきたいと思います。

資料 42 ページが最後のスライドです。われわれが考えているアウトプットの方向性です。 年度内にレイヤーごとに契約・決済の連携に必要な機能要件の概要、特にアーキテクチャを 示し、それに併せて、整備や実装主体の方向性を提示することを考えています。第7層にお けるユースケースを検討した上で、各領域について、策定や整備の主体、必要となる標準、 ルール、機能、ベースレジストリの要件、定量的な目標を提示していくことを予定していま す。私からの説明は以上となります。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございました。大久保プロジェクトマネージャより説明した内容について、自由討議をお願いします。現時点でもチャットにコメントをいただいています。内容について、ぜひコメントをいただければ幸いです。まず、富士榮委員、また、KYC・IDに係る御意見と思われるため、続いて岩田委員から御意見につきご説明いただき、事務局からお答えするかたちで進めたいと考えています。富士榮委員、よろしくお願いします。

○富士榮委員 大久保さん、ご説明ありがとうございました。方針がよく分かりました。私 が気になったのは、大きく1点あります。事業者のベースレジストリのデータというレイヤ 一に位置づけられている整備がまだこれから取り組んでいかなければいけないことになるのだろうというところで理解しました。これを言うのは簡単なのでしょうけれども、実際に整備をしていくのは非常に骨が折れる作業なのだろうと思います。実際に、商業登記からデータを引っ張るのか、他にもいろいろな企業のデータを管理している主体もあると思うため、どのように調整をして、もしくは名寄せをするのかといった話も含めて、データベースの整備をするのかというのは、実態問題として非常に難しい問題なのではなかろうかと感じています。

そちらの整備をした上で、次に上のレイヤーの整備を進めていくのがシリアルにできていくときれいなのでしょうけれども、スピード感的にも実態はそうならないのだろうと思っています。そのようになってくると、データの整備を進めながらでも上の部分を並行して進められるような仕組み作りも考えなければいけないのではないかと思います。これは、Open IDファウンデーションのグローバルのほうでも同じような議論があり、各国、データの整備はなかなか難しい問題です。例えば法人確認が完全に完了していない状態でも取引が進められるように、確認状態がステータスで表現できるようにしておく等、ある程度のレベル感の区分けをしておき、例えば1、2、3ではないですが、存在は確認できているといった話までは1としておき、もう少し深く確認ができたら2、3と進めていくといったところで、取引できる金額なのか、範囲なのか、品目なのか、そのようなところの範囲と連動させていくといったことも考えながらだと、よりスピード感を持って進められるのではないかといった感想を持ちました。私のコメントは以上となります。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。引き続き、岩田委員からこのままご質問をお願いしてよろしいでしょうか。

○岩田委員 先ほどのご発言にも関係ありますが、変化を前提としたガバナンスの在り方を初めからどのように考え続けるかが非常に重要なテーマであろうと思っています。本アーキテクチャセンターを検討する際の委員会にも呼んでいただいて議論をしましたが、いわゆるアーキテクチャとデジタルプラットフォームで考えたときに、ソフトウェアの機能やデータのフォーマットというアーキテクチャはよく存在するのですが、そこに変化を前提としたガバナンスの在り方も含めてアーキテクチャとして捉えることが非常に重要なのだと考えています。

例として、先ほどお話のあったようなデータのフォーマットも変更する可能性がある、変わっても対応できるようにしておこうといった話や、これから決済、契約にかかわらず重要になってくる KYC があります。 KYC については、特に個人事業主や小企業の方に全て参加してもらおうと考えると、社長が代わる、KYC で言うと実質的支配者が代わるケースがあるわけです。代わった後も、効率的にやろうと思うと、毎回チェックするのは大変なため、いったんは本人確認済みの結果を流通させようといった話になってきた際に、100 円の決済と1

億円の決済を同じレベルでやるのかといった話になってくるため、ユースケースごとに KYC の求める強度も変えようとなるでしょう。これは Open ID の方は詳しいと思いますが、アシュアランスレベルという言葉があり、その定義があります。ただ、その中身、ユースケースやそれに対応する強度も変わってきます。技術で解決するものも変わってきます。アシュアランスレベル1、2、3 という言葉の定義はしましょう、ただし、その中身は柔軟に変更できるようにしようといったようなガバナンスの在り方は非常に重要となってくると思っています。今回、アーキテクチャが包括的データ戦略におけるアーキテクチャというのを一つレイヤーの層として参照しながらといった話がありましたが、その横に大きくガバナンスというものをどう捉えるかといったところは明示しながら進めていったほうがいいだろうと感じました。以上です。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。大久保プロジェクトマネージャよりいったんご回答を差し上げます。

○大久保プロジェクトマネージャ ご質問いただきありがとうございます。まず、富士榮委員がご質問してくださったベースレジストリへのインプットのところですが、現在、関係する企業としては、例えば取引情報をお持ちの企業さんと意見交換してみるのも一つのポイントなのではないだろうかと考えています。彼らは、EDIのハブとなり、各企業と連携をしている、取引を行っているといった実績があるため、データの整備に資するような情報を提供いただけるとありがたいと考えているところです。

二つ目の、法人の本人確認のところは、既に TRUST LOCK や、G ビズ ID、法人 ID といったものがありますが、まさにリスクベースによって銀行の API だと、参照系 API と更新系 API でそれぞれ手法が異なるといったところもあります。岩田委員からご質問があったように、まさに変化のガバナンスといった辺りについて、われわれも考えていかなくてはいけないといったところをあらためて本日認識しました。特に、岩田委員からご指摘をいただいたユースケースごとの強度、特に、アシュアランスレベルの定義については、本日、ご参加いただいている佐々木委員のアドバイス等もいただきながら進めさせてもらえると非常にありがたいと考えています。

○ 籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。それでは、引き続き、中林委員、頂いたコメントについてご意見賜れますでしょうか。

○中林委員 局所的な議論に落とし込むのはふさわしくないかもしれないと考えてコメントに書きました。利用者側からすると、統一 ID に基づいて社内のデータをどのように整備していくかというところは大きな課題です。本年の4月に主要事業会社7社を統合し1社にしており、それぞれの事業会社で持っている顧客マスターをどのように統合するかとい

う私の目の前にある課題に対して、ベースレジストリを上手に活用してデータ整備ができないだろうかと考えていました。事業会社側の課題はわれわれの問題ですが、早めにこのようなデータモデル等を決定いただき、展開してもらうと、データ整備する側も非常に助かると思います。また、昨今のDXの文脈でいろいろなデジタル化を進めている会社も多いため、そこはしっかりと決まってなくても、早めに方向性等を積極的に交換しながら進めていけば、それを見ながら事業会社側もデータ整備できます。先ほどもお話があったように、並行して進めなければいけないところもあるため、そのようなところが事業者側から見た課題感やアプローチだろうと思って聞いていました。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。引き続き、標準という観点から、鈴木 委員にもご意見等を頂ければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 グローバルの観点からという意味では、コンプライアンスへの対応も含めて、 法人 ID をどのように取り扱っていくのかというのは、政府間の G20 等でも議論がされている内容です。その中で、グローバルに標準化を進めていこうというので進められているのが、 GL、DIF ということで、日本でも既に一部の企業は登録をして利用しているところだと思います。コンプライアンスの観点も一つの大きな意味のある内容であるため、日本でこれまで 法人登記というかたちで法人 ID や紙ベースで登録されているのとは異なる対応が必要になってくるのだろうと考えています。

グローバルでどのように取り組まれているかというと、大きく二つに分かれており、発展途上国の場合には、その時点で既に登録されている情報が少ない場合には、全面的にグローバル標準を導入してしまい、その標準ベースでデータを整備していくのも一つの選択肢です。ある程度の先進国だと、既に幾つかの ID が振られている等があるため、そのような併存期間にどのような関与をしていくかというところで、それらをひも付けられるようなものを用意する必要があります。何らかグローバルで振られた ID と国内で振られている ID をマッピングするような仕組みを用意し、常に、簡単に参照できるような仕組みを用意していくのも一つの選択肢ではないかと思います。そのようなことも考慮してもらうと、国内と国外でもシームレスに使えるようなものになっていくのだろうと考えています。

○大久保プロジェクトマネージャ まずは、中林委員からいただいた質問についてお答えします。ヤマト運輸さんで4月から捉えてきたアプローチといった辺りを、ご共有いただける範囲でノウハウをわれわれに共有いただけると、全体の最適化に資する内容につながるのではないかと感じたところです。特に、ID の統一、デジタルアイデンティティーといった概念もありますが、金融機関だと、現在、MUFG がスープアップといった概念で、異業種に銀行の ID を展開するといったケースも出てきています。金融機関における ID の持ち方といった辺りも併せて検討していくといったことが必要です。それぞれのわれわれの検討

結果を各検討主体にインプットしていくといった役割も担わせてもらえればと考えている ため、ぜひお力添えをいただけると幸いです。

音声上、鈴木委員からお話をいただいたところをしっかりと聞き取れなかったため、大変 恐縮なのですが、後ほど、録画を見て勉強させていただきます。ありがとうございます。

○籾田プロジェクトリーダ 事務局の不手際にて音声に不都合があり恐縮です。チャット欄にコメントをいただいている順に、福島委員からお話しいただいた後に、一度、事務局からお返しして、その後、小早川委員、森下委員からのご質問を伺えればと考えています。福島委員、お願いします。

○福島委員 大変分かりやすい資料のご説明をいただきありがとうございました。法人 ID の話も非常に重要だと考えていますが、別視点で、インボイス周りや受発注周りでデータと いう単語が大量に出てきたと思いますが、恐らくここで言っているデータは取引に関する メタデータ、取引情報や取引先名、金額、明細といったデータのやりとりがシステム上で連 携されるといった話を想定されているのだろうと思いました。一方で、資料 11 ページに出 てきたように、恐らく、このようなクラウドないしは電子化された請求システムや会計シス テムを使っているような会社はかなり少ないのが現状でしょう。われわれのサービスも請 求書の AI-OCR を使っているのですが、PDF や紙をスキャンした画像等が 90 から 95 パーセ ントを占めます。その中で規格化はかなり難しいと思いますが、日本でまさにこのところで 困っている企業は、データ化イコール PDF で、PDF でメールを送ったといったところで止ま ってしまっているところが多いのかと考えています。その中で、本検討会で議論している取 引プラットフォームに乗るようなデジタル化のところと、データ化のところでかなりギャ ップがあるように感じます。ここはどのようにすり合わせていく考えなのかという点が少 し気になりました。要するに、PDFでデータ化されたといっても、システムから見るとほと んど紙と変わりません。紙より多少扱いやすい程度で、メタデータ等を付けてくれている会 社もほぼないため、ほぼ紙と同様です。その中で、法人 ID を入れるのか入れないのか、入 れない場合は、株式会社 Amazon と書いてあるものと Amazon.Inc と書いてあるもので法人 ID に対して名寄せをしなければいけない等、現場では大きな労力がかかってきます。そこ の非デジタルの部分の規格化等はどのように推進していくのか非常に気になりました。

○大久保プロジェクトマネージャ 福島委員、ありがとうございます。このスライドで示していたものが取引のタグに当たるような、EDIの情報といったところがありました。まず、われわれから提示できるのは、既存の各業界で異なっている EDIのリスト化ができると思います。一部、データの持ち方によっては、置換や拡張等で既存のものを変えていくといったところはアプローチとして現在考えていません。例えば GitHub でもいいのですが、皆さんが標準化として利活用に資するような基本となる項目をわれわれが提示し、既存のフォ

ーマットもそこの拡張領域に埋まるようなかたちで応用できるのがベストなアプローチかと思います。ご指摘のとおり、紙から OCR に取り込み、その中で欠落しているような項目も多数想定されるため、その辺りは現在、実務、ビジネスで取り組まれている委員の皆さんからアドバイスを頂きたいと考えています。ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

○福島委員 例えばの話ですが、国のお墨付きがある請求書のフォーマット等を皆で使用して普及させる等も考えられます。システムの規格を決めるのも大事だと思いますが、そのような仕組みを展開してしまうほうが素早く効果が得られるかもしれないと思いました。その上段として、先に、どのようにしてシステムに読み込ませたいかというところがあるため、当然ながらデータの規格等は決めておくといいと思いますが、このエクセルフォーマットを普及させようといったやり方は意外に効果があるのではないかと個人的には思っています。

○大久保プロジェクトマネージャ いろいろな企業の皆さんにお話を伺っていると、必ず しもシステムにする必要もなく、例えばメールでエクセルの決められたフォーマットが取 り込めるだけでも十分前進できるといったお話を伺っています。現在、制度面で動いている ものとしては、電子インボイスがあるため、そこにどのように合わせるのかといった辺りを 調査しながら標準化に資するようなものをご提案差し上げることができればと考えている ところです。

○福島委員 ありがとうございます。クリアになりました。

○ 籾田プロジェクトリーダ それでは、小早川委員、森下委員の順にコメントについてご説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○小早川委員 冒頭に、ご紹介いただいた現状分析について、大変興味深くいろいろと眺めていました。ところどころで IT 人材が不足している問題が指摘されています。ご説明にもあったように、例えばインターネットバンキングやファームバンキングが使いこなせないというのは、これは何も銀行サイドでインターネットバンキングを使わず窓口に行ってくださいと言っているわけではなく、それに対応できる人がいない場合や、経営者が IT 投資をなかなかできず逡巡するというのも、IT を使いこなせる人材がいないと投資コストをどのように回収すればいいか分からないといった場合等、いろいろな理由があると思います。手形・小切手の電子化の検討会でも議論が出ていましたが、特に、小規模事業者となると、システムの取得に非常に不安があるといった意見が次々と出てきます。デジタルリテラシーをいかに高めていくかというところを併せて議論をしないと実態は思うように変わらないのではないかと感じています。

そのような中で、私がITベンダーと議論をしていて思うのですが、デジタル人材のミスマッチをどのように解消できるかというのが非常に悩んでいる部分です。例えばITベンダーでそれなりにお年を召された方で、地方の企業へ出向することがあるそうです。そのような場合は、取引先にデジタル化のノウハウを伝授する等ができますが、それは地方のある特定の企業の『点』のデジタルリテラシー向上にはつながるのですが、点から面に広がらないのです。例えばITベンダーが抱えているような人員を地方公共団体へ派遣する等、県庁が中小企業のデジタルリテラシー向上をサポートする等、IT ノウハウのハブになるような取り組みをするといった話も考えられるかもしれません。あくまで、これは単なる一つのアイデアです。そのような地方政府を後押しして、中小企業のデジタル化も後押ししていくといった姿を考えていかなければならないでしょう。そのようなサポートする仕掛けを一緒に考えていく必要があるのではないかと、日頃、いろいろな方とお話しして感じています。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。引き続き、森下委員からコメントを頂いてよろしいでしょうか。

○森下委員 いろいろと教えていただきありがとうございました。本検討会は、本当にさま ざまな分野のスペシャリストが集まっており、デジタル庁主導の国家的なプロジェクトだ という理解で言えば、最終的に日本として世界をリードする本当に理想なものとしてどの ようなものを作りたいのか、何を目指すのかというところについて、恐らくそれぞれの構成 員の皆さんの目線がある程度そろっていることが非常に大事なのではないかと思います。 そこがそろっていないと、どうしても局所戦の積み重ねとなってしまい、最終的にいいもの ができないといった事態にもつながりかねないため、それを避けるために、本当に世界に誇 れる理想なものとして、このようなものを皆で作りたい、そのために、今、自分たちはこの パーツを持っているけれども、このパーツが欠けているといったところをある程度明らか にすれば、自分たちのどこを修正すれば使えるといったアイデアや、この部分を克服しよう といったアイデアが出てくると考えています。可能ならば今後の会議においてそのような 議論ができると、衆知を結集していいものができるのではないかといった気がしています。 また、局所的な意見ですが、データを活用しようといった際には、どこまで活用すること が許されるのか、あるいは、そのようなデータがどのように利用されそうなのか、利用する 人はどのような義務を負って利用するのかといった辺りがある程度クリアでなければ、使 うほうも使われるほうも安心できないといった話もあるような気がします。個人のところ は個人情報保護法等で議論は進んでいますが、企業のデータに関しても、そのような議論に ついて一定の目線を示せるとさまざまな利用が進むのではないかと考えています。

○大久保プロジェクトマネージャ まず、小早川委員、ご質問をいただきありがとうございます。われわれもまさに IT 人材のところは非常に重大な課題だと思っています。デジタル

リテラシーの向上といった辺りをどのように乗り越えていけばいいのかと検討しています。 IPAのプロジェクトでもあるため、できること、できないこともあり、これはわれわれの範囲である、これはどなたかのお力添えを求めるといった範囲は明確に示していこうと考えています。例えば中小企業のところだと、スマート SME サポーターといったベンダーの皆さんが認定を受ける組織体もあり、地域に関しては、地域金融機関の皆さんと手を取り合いながらデジタルリテラシーの向上やデジタルディバイドを解消するようなサポートをしていくことが望ましいのではないかと、社会全体の目線から見て考えているところです。

既にこの辺りは福岡銀行や、中小企業支援のアプローチといったものをヒアリングしており、実際に IPA の専門委員として配属してもらっているといった話もあるため、彼らの知見ももらいながら、皆さんと上手に進められる道を模索しつつ、われわれができる範囲と、皆さんにご協力いただきたい範囲を明確にし、進めていきたいと思います。

森下委員からいただいたお話にあったデータのプライバシーの在り方については、参考になるものとして、補助金申請システムである jGrants があります。そちらで示しているオプトインの方式は流用するに値する内容なのではないかと思っています。それ以外に、例えば情報銀行や、個人情報、データの取り扱いに関してセンシティブなところは、これまで推進が難航したこともありましたが、好事例をうまく応用できるところが近道かと考えているため、ゼロベースで議論するよりも、まずは既存のものをあらためて検討するといったアプローチで考えています。ぜひこの辺りも皆さんからアドバイスをいただけるとありがたいと思います。

○籾田プロジェクトリーダ 続きまして、喜多羅委員、山上委員から、それぞれユーザーインターフェース、UX の観点からのご指摘をいただいています。喜多羅委員からお願いします。

○喜多羅委員 皆さんの多方面の知見、あるいは観点は大変参考になり、私自身勉強させていただいています。その中で、個人的に最も刺さったのは、福島委員が述べられた「PDFを電子化しても、システムから見るとほとんど紙と変わらない」といったお話です。データとして使えるのかどうかといった際に、そこに対しては何らかの目指すゴールに対してそれをデータと呼んでいいのかどうかといったところの議論があり、この議論から産業界に対してガイドをしていかなければいけないのではないかと感じています。そのような観点では、このアーキテクチャを使うことでこのようなメリットがある、あるいはこのようなメリットを享受するために、先ほど出たお話のような、強制的にかなり標準化していくといったことを表現していかなければいけないのではないかと1点思っています。

2点目は、DX レポートの中でもかなり議論があり、マスターレポジトリといった話を整備しなければいけません。議論の中では、そもそもクリーンなデータをまずそろえないと、クリーンな結果が出ないので意味がないのではないかといった話はしばしば耳にします。た

だ、実際に業務を行う人間からすれば、クリーンなマスターを作るのには年単位でかかり、 それができた頃には状況が変わっているといった事態があるわけです。産業界もとにかく 何らかのガイダンスや方針等を待ったなしで待っている状況であるため、将来的な美しい 絵というか、べき論の絵のところと、そこに対してのチェンジマネジメントで、第1段階で どのような実をユースケースとして刈り取っていきたいのかといったところに取り組んで いかないといけないと感じています。アーキテクチャは非常にきれいだけれども、そこまで 行くために段取りが5年かかるため待ってほしいというのは少し厳しいのではないかとい うのが個人の観点です。それは別に議論を否定しているわけではなく、べき論としてトータ ルの大きなアーキテクチャとして持つことと、そこへの短期でどこから詰めていき、実証実 験をしていき、練り上げていくかというところをいかに合わせていくかという点をこの後 詰められればよろしいのではないかと感じています。

○籾田 ありがとうございます。山上委員、お願いします。

○山上 小早川委員のコメントとも若干かぶるかもしれません。ここで皆さんが検討していっている真ん中の、仮に『インフラ』と呼ぶとすると、そこが提供する価値が、果たして企業が使いたいと思うところに刺さるかどうかという点については、限界があるのだろうとも思っています。必ずしも使われないと何のためにやっているのか分からないというところもあるため、いろいろな方の協力を得て、使われる仕組みを作っていかなければいけないと考えるならば、ある種、外部の方に積極的に参加してもらえるような仕掛けが必要でしょう。最近では、世に広く使ってもらえる API をいろいろな方の協力でマネジメントしていくといった動きも出てきています。この検討内容をざっと見た限りではそのようなところが目に入ってこなかったため、その辺りについて一体どのような検討をしていくのだろうかと感じています。

決済システム自体がもはや決済システムではなくなっており、皆さんに情報をお伝えして、それを使っていただくためのシステムだというように変わってきていると思えば、APIの連携をどのように考えるのかというところに取り組んでいかなければ、世の中に対して魅力を十分にお伝えできないのではないでしょうか。

○大久保プロジェクトマネージャ 喜多羅委員、ありがとうございました。中央省庁でも有名な神エクセルや、自治体に登記されているものが PDF であるため、法務省が電子化を進めるのに苦労されている等、さまざまな所で同様の問題が起こっていると見ています。ご指摘のとおり、目的を明確にしなければいけません。私の勤怠管理も某省庁のものが提示されたところ、紙がそのままエクセルとなり、セル1行の中に2行に分けて書かれているようなものがあり、驚くようなこともありました。ただ、担当者はそれが悪いとは思っていないはずなのです。文化の流れの中で、そのまま電子化しただけ、というものです。そのようなこ

とだと本来のデータ利活用に資するような力はできないと思うため、動いてくださる皆さんにゴールを明確にしながら、手を取り合って進めるのが非常に大事だろうと感じています。

マスターの整備のところで、チェンジマネジメントも非常に重要だと理解しているのですが、われわれは短期のアプローチとして、来年度に実証実験を行おうと思っており、そこでアーリーハーベストのかたちで成功体験を積んでもらうのが最も分かりやすいのではないかと考えています。そのようなロールモデルが展開されることで企業にとってもプロモーションの効果に資するような内容になるかもしれませんし、そちらを利活用してもらうことで標準化の近道になるかもしれません。環境変化が激しい世の中で決め打ちにいくのは非常に危ないところでもあるため、その辺りは鈴木委員からアドバイスを頂きつつ、グローバル標準を見据えて最適解を皆さんと見いだしていければと思っています。

山上委員、コメントをいただきありがとうございます。オープンイノベーションやエコシステムの形成といった文脈から、データ利活用といった面を考えていかないと育っていかないだろうというのはわれわれも見えているところです。いかに各機関が接続をしやすく利活用ができるようなものを作っていくかというところも一つのポイントになると思います。山上委員のご知見をぜひお貸しいただければありがたく存じます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。それでは、瀧アドバイザからご意見を お願いいたします。

○瀧アドバイザ 法人の ID、識別子はあまり堅く決めすぎてもよくないのだろうと常々思っています。契約主体イコール社長イコール一法人では必ずしもないわけであり、好ましくないにせよ、ある会社の本部長が会社の印鑑を預かる等、マネーフォワードや Layer X を社長の許可なく入れたいといった会社のケースも含めて、契約は柔軟に世の中で行われているかたちがあると思います。そこはかっちり決めすぎると、法人のレベルでの KYC をどうするのか、マネーロンダリングをどうするのかといったように、必ず話が最も堅いところにスティックされてしまう部分があります。ただ、全く信頼できないかたちにもできないといったところを、今後、トラストの議論や、そこに対してトラストアンカーをどの程度堅く考えるのかといった議論も含めて話していく場としてこの検討会があればよろしいのではないかと思いました。

もう1点、いただいている数多くの課題の整理で言うと、24ページの丸15番等がそうですが、今回の議論の中で、個人的にいろいろなハードルや摩擦が大きく変えるのが難しそうだと思っている最たるものとして、例えば XML 電文を支払いする側が高いコストをかけて下請け相手に手間をかけなければいけないのかといった話がどうしても出てくるわけです。下請法ではありませんが、弱い立場の人が電子化を望んでいるにもかかわらず、上流側が応

じてくれないことをどのように変化させていくか、日本のマスクのように、エチケットといった位置づけで担保していくのか、もう少し体系化された受発注のシステムにするのかといった議論も出てくるでしょう。受発注の中には必ずパワーバランスの議論があるため、それをいかに変更するかが鍵だと思っています。われわれのようなソフトウェア屋の観点からすると、24ページの丸15番のインセンティブは、まず送る側の手間を自動化によって削減してあげる方法があります。相互連関で言うと、丸12番辺りが電子決済代行業の会社としては常に要望をしているところです。XML電文を流し込めるAPIさえ作ってくれれば、会計ソフトウェアの各開発会社も、XML電文を付けていくような誘引がかなり高まります。丸15、丸12、丸13番のドミノみたいなところが、全て『相』の中に入っているため、このようなところについて、より解像度を高めた意見をしていければと考えています。私からは以上です。

○大久保プロジェクトマネージャ 瀧アドバイザ、非常に心強いアドバイスをありがとうございます。電子決済代行業における丸12、丸13、丸15番の辺りについてアドバイスをいただけると非常にありがたく存じます。われわれもインセンティブ設計は一つのポイントだと捉えているため、そちらを明示した上で、先ほど申し上げたスマート SME サポーターや地域金融機関の皆さんとも連携をしながら進めていくのが、同時全面展開的な効果に資する内容となるのではないか、ムーブメントが起こるのではないかと考えているところです。法人の識別子に関しては私も思うところがあります。現在の法人の決済フロー、最終の決済者が海外におり、ネットで決済できないといった話を聞く機会もしばしばあります。この辺りは OpenID ファウンデーションさんが得意としている CIBA 等の技術を使い、更新系の振り込みのところであれば、スマートフォンで決済ができるというようなプッシュ通知との連携といった仕組みも要素技術としてわれわれから提示することも可能かと思います。その辺りは OpenID ファウンデーションさん、スイフトさんなどのご協力をあおぎながら、BPR の手法の一つとして提示できればと考えています。このプロジェクトにつきまして、引き続きよろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダー引き続き、佐々木委員からご意見賜れますでしょうか。

○佐々木委員 2点あります。既に今までの議論でカバーされているところもあると思いますが、1点目として、受発注と請求と決済の流れには、利用参加者である企業、金融機関等の全ての参加者にとってメリットがあるといったインセンティブ構造が必要だと思います。企業からすると、事務の効率化やコストの削減等がありますが、金融機関と企業と共通しているのはデータ利活用という点ではないでしょうか。先ほど、法人 ID の話について、データ利活用というかどうかという話があると思います。例えば先ほども少し話がありましたが、マネーロンダリング対策の中での法人の実質的支配者について、この点は今回審査結果

が公表されている FATF のレポートの中でも、引き続き問題として指摘されています。実は、この問題は非常に難しく、私自身、マネーロンダリングの審査をかつて何回もしましたが、グローバルで見ても難しいところです。ただ、法人識別番号をマネーロンダリング対策の上でも活用するというのは、広い意味でのデータ利活用に当たると思います。いずれにしても、インセンティブの一つとして、データ利活用が重要な要素だと思います。24 ページのスライドの中で、一番上にある7層の所でデータの利活用、それに伴う新たな価値の創出が最もハイレベルに位置づけられていますが、その前提としての利活用の環境、あるいはデータの標準化、トラスト、それに関するルールといったところがどのように議論されるのかという点が気になるところです。技術的な話、例えばXML電文等、そのような部分以外の制度になるのか、法令になるのか分かりませんが、この点の検討が必要ではないかと思います。

2点目は、金融規制の観点から、決済のシステムの安定性、決済システムへの参加者を今後さらに拡大しようといった議論も進んでいるわけですが、いずれにしても、決済システムは金融の基本中の基本です。決済の意味は、単にお金、あるいは経済的価値を移すということだけではなく、それに伴うデータ、そのデータを利活用することで新たな付加価値を生み、利用者や社会にとって新しい価値を創造するところにあります。このような意味で、決済システムが変わってきているとは思いますが、そうはいっても基本はシステムが安定しているところが重要です。そのような点では、先ほどのマネーロンダリングの話もそうですし、サイバーセキュリティーもそうですし、昨今、議論が進んでいる経済安全保障に関してもそうですが、このような話と決済分野の議論をどのようにシンクロさせていくのか、盛り込んでいくのかといったところが、24ページの各層の検討からは必ずしも明確ではないと感じています。そこをどのように検討するのかといった話があります。あるいは、本検討会以外の会議体で検討するのかもしれませんが、その辺りを教えてもらえればと思います。

○大久保プロジェクトマネージャ 佐々木委員、ありがとうございます。インセンティブ設計におけるコンプライアンスの高度化や、アンチマネーロンダリング対策等のお話でした。デジタル庁からの依頼にも、安心、安全、ガバナンスといったキーワードが入っているため、この辺りは事務局にも加わってもらっている金融庁とも検討を進めていきたいと思います。事務局内で各関係府省と定例会等を設けているため、そちらの事務局で検討をした後に、皆さんにもお伺いを立てさせていただこうと思います。特に、決済、マネーロンダリング分野については、ご指摘を踏まえて進めてまいりたいと考えているため、引き続きアドバイスをいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○ 籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。増島アドバイザからご意見を頂ければと思います。

○増島アドバイザ 今回、いろいろご覧をいただいていると思いますが、全体で言うと、イ

ンボイスと決済と契約についてお話しされています。決済をするということは支払うことであり、支払うためにはアカウントがあります。このアカウントはウォレット、口座と呼んでもらっても構いません。基本的にこちらは法制上で KYC ができている整理になっています。今回、全体をつなぐということでは、これにフリーライドをしない理由はあまりないのではないかといった感じがしています。誰が実際にやっているのかという話も同様で、結局、お金が動いているということは一定の権限がある人が動かしているという整理になっているわけです。金額が小さいときにはリスクベースでやっているため、そこを見ていないといった話もありますが、逆に言うと、支払いの KYC の観点からあまり重要ではないといったものは、恐らく契約の観点でもインボイスの観点でも、それほど大したことがないというように、レイヤリングで考えてもらっていい話になるでしょう。せっかくこの全体の仕組みの中で決済分野に取り組んでいるのであれば、この KYC のところはある意味で解決している何かがあるような気がしており、そこにうまく乗っかる議論をしてしまっても本当はいいのではないかと感じました。

われわれが作ろうとしているものは、経済活動においてサプライチェーン全体で新しいバリューを生み出していくといったものともいえるでしょう。その生み出したバリューの一部をまた社会へ戻していくことが究極的には大事であり、社会のファンディングをしているといえます。そして、その最後の出口は税金となると理解しています。今回作っているものにおいて、一つの政府側の目線として、適正に税を獲得するという目的が絶対あるはずです。今はインボイスと決済と契約の話をしていますが、さらに大きな目線、さらに下のレイヤーの目線で言うと、国を成り立たせるためのファンディングの目線がそこにはあるはなので、官民で協調して何かをしようといった枠組みなのであれば、政府として考えるこの仕組みにおける大事なメリットはそのような部分にもあるでしょう。税で言えば、例えば電子帳簿保存法の仕組みには、この程度のレベル感で、とりあえず税の観点からは OK としているといった目線が一定存在するわけです。そのようなところを包括的に捉え、全体を見てもらう目線が本来あってもいいのではないでしょうか。税の話はタブーといったところを前提にする必要は必ずしもないのではないと思います。特に、法人の話、事業の話、ビジネスの話をしているという観点を考えると、そのような気がしていました。

○大久保プロジェクトマネージャ 増島アドバイザ、ありがとうございます。進め方において、既存で走っているところに相乗りしてはどうかといったお話や、サプライチェーン全体の生み出した価値に対して、ファンディングしてテーキングする、そのようなサイクルをステークホルダーの皆さんが感じながら制度設計に提言をしていくことが非常に重要なのだと理解しました。本プロジェクトについては、デジタル庁への最終的なインプットとしてまとめ上げます。例えばそこから関連する府省、財務省、国税庁等も連携をしていければと考えています。引き続きアドバイスをいただけると幸いです。

○籾田プロジェクトリーダ お時間も迫っているところですが、小早川委員からもご指摘いただいているとおり、次回の検討会に向けて、委員の皆さんと別途コミュニケーションを取る機会を確保したいと考えています。例えば Slack 等のコミュニケーションツールを用いて、本日行った議論のようなものをインタラクティブに行う環境をつくりたいと思っています。そちらのツールで引き続き議論ができればありがたく、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、岡本委員から、コメント等お願いいたします。

○岡本委員 われわれは今、日本版 Peppol の検討を進めていく中で、事業者の KYC が一つ大きな課題だと思っています。KYC を考える際に、そもそもそのような業者がいるのかという話と、一方で、申し込んできている事業者が確かにその事業者であるといった話の二つのレベルがあります。特に、後者を求めるとなると非常に難しいでしょう。他には、法人と個人事業主の違いです。特に個人事業に関して言うと、プライバシーの観点も含め、どこまでKYC できるのかといった部分は難しい面があります。一方で、それを突き詰めすぎると、今度は紙やファックスの利便性と比べ、デジタルは相当ハードルが高いといった話になってしまうのです。紙であれば何の本人確認もなく、ファックスを送る際にも本人確認はありません。さらに言えば、われわれの弥生会計を使うときも本人確認はありません。インボイスを送る際のみ厳密な本人確認が必要となると、それがネックとなります。理想論的に言えば、誰でもユニバーサルに使える仕組みができることが望ましいですが、それができるまでに関しては、最初は敷居を下げて仕組み化すべきなのではないかと考えています。

もう1点は、インセンティブの話です。Peppol、電子インボイスの仕組みに関しては、大企業から零細企業までさまざまな事業者が参加されることが期待されています。それぞれの違いがあるところとして、まず大企業はメリットを必ず感じられます。もともと扱っているデータ量が膨大であるため、デジタル化することによるメリットは容易に創出できます。ただ、入り口のハードルが大きいのです。もともと大きな仕組みを運用しているため、そちらを変えるのは非常に難易度が高いでしょう。つまり、入り口でのインセンティブ付けが極めて重要です。これに対して、零細企業に関して言うと、さまざまな廉価サービスの登場が予想されるため、入り口でのハードルはそれほど大きくないでしょう。ただ、そのデジタルサービスを使うメリットが大企業と比較して相対的に小さいため、そこに対してどのような使うインセンティブを提供していくのかといった議論が必要です。例えば極端な話をすると、電子インボイスを使えば仕入税額控除が上乗せで得られる等、利用することによるインセンティブを付けていかないと普及が進まないのではないかと感じます。このような面も併せて考えていきたいと思っています。

○大久保プロジェクトマネージャ 岡本委員、ありがとうございます。それぞれ利用者の皆 さんが利用する際のハードルを下げることや、インセンティブ設計のところを慎重に進め ているところですが、既にある事例としては、例えば経済産業省がキャッシュレス・ビジョンで掲げていた POS を利用したデータ利活用の案の一つとして、確定申告まで自動化して進めていけば、法人税の優遇があり得るといったものがありました。先ほど、増島アドバイザが述べられたような方法論も一つとしてあり得るのではないでしょうか。中小企業向けの補助金も経済産業省の検討の範囲になるかもしれませんが、われわれとして、全体のサイクルを回すにはそのようなフックも必要だといった辺りは、IPA の立ち位置からできること、できないことがあるため、インプットとして声を上げていこうと考えています。実際の利用シーンや顧客の声等について、EIPA を中心に弥生株式会社さんのノウハウが活用できる場面が多岐にわたってあるため、引き続きお力添えをいただければ幸いです。

本日の話題には挙がっていませんが、例えば EIPA や一般社団法人 Fintech 協会の皆さんと記者レク等も積極的に進めていくべきではないかと考えています。こちらにいらっしゃる瀧アドバイザや Fintech 協会の皆さんと、例えば銀行法の API 改正の際にも、事例を紹介するなど、法改正の意図をお伝えしています。犯罪収益移転防止法改正の際も、eKYC の意図を記者の方に正しく理解してもらい、そのようなアプローチで利用促進を促すといった取り組みもしてきました。ぜひ、協会としても連携を進めさせてもらえればと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○籾田プロジェクトリーダ ありがとうございます。オブザーバ、あるいは関係省庁からも何かご意見等があればお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。特段ないようであれば、本日いただいたコメント、チャットにいただいたコメントはいったん事務局で整理し、今後の具体的な検討を行う際の参考にさせていただきます。

最後に、今後の議論の進め方について、事務局から説明します。事務局資料 41 ページを ご覧ください。本日出てきた論点に関しては、受発注、請求、決済、KYC という領域ごとに、 As Is のシステムの把握や、政策動向の把握を行うためのスタディーグループセッションを 設けていこうと考えています。検討会委員の皆さんの中で、この領域に強い方々や、もしく は外部有識者の方をお招きし、現状と政策動向の把握を進めていくことを検討しています。 現在、事務局側で想定しているテーマは、資料に記載のとおりです。引き続き何らかの調整 を行う可能性がある旨をあらかじめお伝えしておきます。遅くとも 10 月中にはスタディーグループの開催に係る日程調整等の連絡を差し上げる予定で考えています。

また、途中で私が申し上げたとおり、今回の大変多岐にわたるお話は、本検討会のみならず、共有のワークスペースのようなものを設立した上で議論をしたほうが必ず深まると思っており、何らかのコミュニケーションツールの整備を考えています。12 月の取りまとめに向けて事務局が作成する資料に関するご意見をいただく場や、もしくはわれわれのほうで進めている海外調査状況に関する共有等ができればと思います。11 月はスタディーグループを四つに分けて行うとしていますが、基本的にはオンラインミーティングで、ご都合の合う方をベースとした参加で考えています。場合によっては、事業者や政策動向の機微な内

容を含む可能性もあるため、公開の是非に関しては引き続き調整します。

第2回検討会では、各領域のAsIs分析、今後のアーキテクチャ設計の検討方向性に関する資料の取りまとめに移ろうと考えていますが、12月頃の開催を予定しています。11月末頃には、事務局から日程照会を差し上げる予定です。今後の進め方について大まかに説明しましたが、何かご質問等あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定していた議事は以上で全て終了となります。議論のスタイルを含め、 引き続きリファインを検討させていただければと思います。引き続き何卒よろしくお願い いたします。

以上で令和3年度第1回契約・決済アーキテクチャ検討会を終了します。本日はご出席 いただき誠にありがとうございました。

一同ありがとうございました。

(了)